

滋賀県立琵琶湖漕艇場施設等使用申込書(県外)

年 月 日

滋賀県立琵琶湖漕艇場 場 長 様

下記のとおり使用したいので、滋賀県立琵琶湖漕艇場の管理規則等を承知のうえ申し込みます。

記

申 込 者	住 所		担 当 者	担 当 者 名	
	団 体 名			連 絡 先 (Tel)	
	代 表 者 名			緊 急 連 絡 先	
使 用 期 日		自 至	年 月 日	年 月 日	使 用 目 的

区 分				使用件数	単価	金 額		
艇庫	4人漕ぎ	学生	1艇1日	艇	日	375		
		生徒				510		
	その他				315			
	学生				435			
	生徒				270			
	その他				315			
	オールパドル	学生		本	日	90		
		生徒				105		
A 小 計								
艇	4人漕ぎ	4X+	学生	1艇1時間	艇	h	1,012	
			生徒				1,192	
		その他				675		
		学生				795		
	2人漕ぎ	2X	学生			675		
			生徒			1,012		
		その他			450			
		学生			675			
	1人漕ぎ	1X	学生			540		
			生徒			675		
		その他			360			
		学生			450			
	審判艇						2,715	※1
	B 小 計							
	オールパドル	使用料	学生		1本1時間	本	h	255
			生徒					360
	C 小 計							

区 分			使用件数	単価	金 額
会議室 宿泊利用	学生 生徒 その他 学生 生徒 その他	13:00～17:30 8:30～12:30	人	回	195
					240
		1人1泊			2,490
					2,910
会議室		8:30～12:30 (うち1時間)		h	690
		13:00～17:00 (うち1時間)			945
		17:30～21:00 (うち1時間)			1,380
		※2			
会議室1/2利用		8:30～12:30 (うち1時間)		h	345
		13:00～17:00 (うち1時間)			472
		17:30～21:00 (うち1時間)			690
		※2			
審判室(A) ※2階		8:30～12:30 (うち1時間)		h	540
		13:00～17:00 (うち1時間)			675
		17:30～21:00 (うち1時間)			930
		※2			
審判室(B) ※3階		8:30～12:30 (うち1時間)		h	495
		13:00～17:00 (うち1時間)			615
		17:30～21:00 (うち1時間)			855
		※2			
D 小 計					
A+B+C+D 小 計					(ア)
(ア) × (1)					(イ)
自炊料		1人1回		回	80
放送設備		一式半日		回	1,940
水路用具		3日以内		回	6,220
					※3

- 注) ※1. 審判艇の燃料は使用者の負担とします。
 ※2. 会議室、審判室を上記の時間を超えて使用する場合は別途使用料金を加算します。
 ただし、上記の使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合は除きます。
 ※3. 水路用具は、4日以降1日につき、1,300円を加算します。

場 長	合 議	担 当

承 認 印

滋賀県立琵琶湖漕艇場施設等使用承認書(県外)

年 月 日

滋賀県立琵琶湖漕艇場 場 長 様

下記の条件を付して承認します。なお、使用に際しては、管理者の指示に従ってください。

記

申込者	住 所		担当者	担 当 者 名	
	団 体 名			連 絡 先 (Tel.)	
	代 表 者 名			緊 急 連 絡 先	
使 用 期 日		自 年 月 日 至 年 月 日	使用目的		

区 分					使用件数	単価	金 額	
艇庫	4人漕ぎ	学生	1艇1日	艇	日	375		
		生徒				510		
	2人漕ぎ	学生				315		
		生徒				435		
	1人漕ぎ	学生				270		
		生徒				315		
	オールパドル	学生		1本1日	本	日	90	
		生徒					105	
A 小 計								
艇	4人漕ぎ	4X+	学生	1艇1時間	艇	h	1,012	
			生徒				1,192	
		その他の艇	学生				675	
			生徒				795	
	2人漕ぎ	2X	学生				675	
			生徒				1,012	
		その他の艇	学生				450	
			生徒				675	
	1人漕ぎ	1X	学生				540	
			生徒				675	
		その他の艇	学生				360	
			生徒				450	
	審判艇						2,715	※1
	B 小 計							
オールパドル	使用料	学生	1本1時間	本	h	255		
		生徒				360		
C 小 計								

区 分			使用件数	単価	金 額	
会議室 宿泊利用	学生	13:00～17:30 8:30～12:30	人	回	195	
	生徒				240	
	その他の者				2,490	
	学生		1人1泊			2,910
会議室		8:30～12:30 (うち1時間)		h	690	
		13:00～17:00 (うち1時間)			945	
		17:30～21:00 (うち1時間)			1,380	
		※2				
会議室1/2利用		8:30～12:30 (うち1時間)		h	345	
		13:00～17:00 (うち1時間)			473	
		17:30～21:00 (うち1時間)			690	
		※2				
審判室(A) ※2階		8:30～12:30 (うち1時間)		h	540	
		13:00～17:00 (うち1時間)			675	
		17:30～21:00 (うち1時間)			930	
		※2				
審判室(B) ※3階		8:30～12:30 (うち1時間)		h	495	
		13:00～17:00 (うち1時間)			615	
		17:30～21:00 (うち1時間)			855	
		※2				
D 小 計						
A+B+C+D 小 計					(ア)	
(ア)×(1)					(イ)	
自炊料	1人1回		回	80		
放 送 設 備	一 式 半 日		回	1,940		
水路用具	3日以内		回	6,220	※	
有線電話設備	一 式 半 日		回	1,520		
ハンドマイク	1 本 半 日		回	450		
トランシーバー	1セット半日		回	820		
移動式乗艇台	1 台 半 日		回	650		
エルゴメーター	1 台 2 時 間		回	260		
電源1000W(持込器具)	1 時 間		回	60		
スタート台	1 式 2 時 間		回	2,960		
小 計					(ウ)	
合計(イ)+(ウ)						
収納番号		収納年月日				

- 注) ※1. 審判艇の燃料は使用者の負担とします。
 ※2. 会議室、審判室を上記の時間を超えて使用する場合は別途使用料金を加算します。
 ただし、上記の使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合は除きます。
 ※3. 水路用具は、4日以降1日につき、1,300円を加算します。
 ※4. 滋賀県立琵琶湖漕艇場では、県の暴力団排除条例により事業全般から暴力団を排除するため、使用承認書に暴力団でない旨の確認をお願いしています。
 内容確認のため滋賀県警察本部に照会を行う場合があります。
 ※5. この申請書により知り得た個人情報は、本人への事業案内の他正当な目的のために使用します。
 ※6. 一旦納入された使用料は返還できません。
 ※7. 設備・備品に破損・汚損・紛失があった場合、原状回復していただく必要があります。

承認印

